大　阪　市　長　西　尾　正　也　殿

　　　　　　　　建　 設　　　局

　　　　　　　　都　市　整　備　局

　　　　　　　　　　　　　　　　　釜ケ崎就労・生活保障制度実現をめざす連絡会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（略称・釜ケ崎反失業連絡会）

　　　　　　　　　　　　　　　　　共同代表　山田　実・本田哲郎・村松由起夫

　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　西成区萩之茶屋２－５－２３釜ケ崎解放会館内

　　　　　　　　　　　　　　　　　　釜ケ崎日雇労働組合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　西成区萩之茶屋３－１－１０ふるさとの家気付

　　　　　　　　　　　　　　　　　　釜ケ崎高齢日雇労働者の仕事と生活を勝ちとる会

　先般、当連絡会は大阪市に対して、「釜ケ崎対策についての要望書」を提出し、民生局から回答を受けました。

　しかし、要望書に書かれていた左記①については、建設局・都市整備局に関わることであるにもかかわらず、建設局担当者の出席がないばかりでなく、回答の代弁もありませんでした。

　よって、ここに改めて要望並びに質問を提出いたします。

①日雇労働者の就労保障制度を確立されたい。

　これまで日雇労働者の就労可能性は、景気の好・不況や季節によって大きく左右されるがままに放置されてきた。しかしながら、日雇労働者の存在が皆無になるということ　はこれまでなかったし、これからもありえないであろう。そのことは、日雇労働者の存在が現状の日本社会では欠くことのできないものであることを示している。であるならば、景気の好・不況にかかわらず、一定数の労働者が安定して就労できる制度を設け、層としての日雇労働者の社会的認知が高められなければならない。それは、業者を啓蒙してなされるのではなく、公共事業落札業者への吸収率の義務付けなどの実効性のある規定を設けた制度として実現されるべきであると考える。

　日本社会に必要があって存在している日雇労働者の就労保障制度を早期に確立されたい。

　　具体的には、すでに第一次石油危機当時より東京都で実施されている、公共事業への　日雇労働者吸収制度ならびに福岡県のものを参考に、「あいりん職安」に紹介窓口を開設し、府・市発注の公共事業への日雇労働者就労保障制度を実施すること。

②市発注の公共事業落札業者に、一定の割合で日雇労働者を雇用することを、条件として　つけられたい。

③民生局によれば、大阪府に対して労働対策を強化するように強く求めると共に、その実　施については、民生の枠に留まらず、最大限の協力をする旨伝えてある、とのことですが、それが事実であるとすれば、当然、建設局においてなんらかの腹案があってのことと考えます。この件について、経緯をお知らせ願いたい。

④建設局・都市整備局として、釜ケ崎の雇用創出のために出せる可能性のある仕事として　はどのようなものがあるか、お知らせ願いたい。

⑤本要望書について、１１月２４日に、話し合う場を設定されたい。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　　上

1993年11月17日